

災害被災者援護制度

(1) 災害弔慰金等の支給

1) 災害弔慰金

1 対象者

下記(1)～(4)の災害による死者の遺族

- (1) 1市町村の区域内において住居の滅失した世帯の数が5以上である災害（住居の滅失した世帯の数の算定に当たっては、災害救助法施行令第1条第2項に定める算定方法の例によるものとする。）
- (2) 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
- (3) 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
- (4) 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

2 支給額

遺族の生計を主として維持していた場合

死亡者1人当たり 500万円

その他の場合

死亡者1人当たり 250万円

3 実施主体

市町村

4 費用区分

国 2／4 県 1／4 市町村 1／4

2) 災害障害見舞金

1 対象者

災害弔慰金の支給の対象となる災害の範囲と同一の災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったときに精神又は身体に重度の障害を有する者

2 支給額

生計を主として維持している場合 250万円

その他の場合 125万円

3 実施主体

市町村

4 負担区分

国 2／4 県 1／4 市町村 1／4